

(目的)

第1条 この条例は、市民等、事業者、土地占有者等及び市が一体となつて、ごみの散乱を防止することにより、環境の美化を図るとともに、屋外の公共の場所における喫煙を制限し、もつて快適な生活環境と良好なまちづくりに資することを目的とする。

(平20条例52・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民及び観光旅行者その他の滞在者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う、すべての事業者をいう。
- (3) 土地占有者等 土地又は建物の占有者又は管理者をいう。
- (4) 屋外の公共の場所 道路、公園、広場その他の公共の用に供する屋外の場所をいう。
- (5) ポイ捨て ごみをみだりに捨てることをいう。
- (6) 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを持つことをいう。
- (7) 指定容器 特に散乱を防止する必要がある、かつ、再資源化が容易なものとして市長が指定する容器をいう。
- (8) 販売業者 事業者のうち指定容器に収納した商品の小売業を営む者をいう。
- (9) 回収容器 指定容器を回収する容器をいう。

(平20条例52・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、ごみの散乱の防止及び屋外の公共の場所における喫煙の制限に関する啓発その他必要な施策(以下単に「施策」という。)を策定し、これを実施する責務を有する。

(平20条例52・一部改正)

(市民等の責務)

第4条 市民等は、ごみの散乱を防止するための実践活動に参加するとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 市民等は、観光地、公園、レクリエーション施設その他の場所において、ごみを生じさせたときは、これを持ち帰ること等により、ごみの散乱を防止するよう努めなければならない。

(平20条例52・一部改正)

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、ごみの散乱を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者のうち、容器に収納した飲料、たばこ、チューインガム等の散乱するおそれがある商品を製造又は販売する者は、ごみの散乱を防止するための消費者への啓発に努めなければならない。

(平20条例52・一部改正)

(販売業者の責務)

第6条 販売業者は、指定容器に収納した商品を販売する場所に回収容器を設置するとともに、その機能が十分に発揮されるよう適正に管理しなければならない。

(平20条例52・一部改正)

(土地占有者等の責務)

第7条 土地占有者等は、その占有し、又は管理する土地又は建物内において、ごみの散乱を防止するため、その利用者への啓発その他必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(平20条例52・一部改正)

(ポイ捨ての禁止)

第8条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

(平20条例52・全改)

(喫煙における配慮)

第9条 何人も、屋外で喫煙をするときは、吸い殻入れを携帯すること等により、たばこの吸い殻の散乱の防止に努めなければならない。

2 何人も、屋外の公共の場所において、喫煙をしないように努めなければならない。

(平20条例52・全改)

(ポイ捨て・喫煙禁止地区)

第10条 市長は、特にポイ捨て禁止を重点的に指導し、及び喫煙を禁止する必要があると認められる区域をポイ捨て・喫煙禁止地区(以下「禁止地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により禁止地区を指定しようとするときは、当該地区住民の意見を聴くとともに、関係行政機関と協議するものとする。

3 市長は、禁止地区を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による禁止地区の指定を変更し、又は解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(平20条例52・全改)

(喫煙の禁止)

第11条 何人も、禁止地区内の屋外の公共の場所において、喫煙をしてはならない。ただし、土地占有者等が設置する喫煙所においては、この限りでない。

(平20条例52・全改)

(禁止地区における施策の実施)

第12条 市長は、禁止地区内において、市が実施する施策を重点的に講ずるものとする。

(平20条例52・全改)

(勧告)

第13条 市長は、禁止地区内において、販売業者が第6条の規定に違反しているときは、当該販売業者に対し、回収容器を設置し、又は当該回収容器を適正に管理すべきことを勧告することができる。

(平20条例52・一部改正)

(命令)

第14条 市長は、[前条](#)の規定による勧告を受けた販売業者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うべきことを命ずることができる。

(立入調査等)

第15条 市長は、ごみの散乱又は回収容器の設置状況を調査するため必要があると認めるときは、市長の指定する職員にごみの散乱している土地等に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 [前項](#)の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 [第1項](#)の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(平20条例52・一部改正)

(関係刑罰法規の活用)

第16条 市は、ごみの散乱を防止するため、関係刑罰法規の積極的な活用を図るものとする。

(平20条例52・一部改正)

(委任)

第17条 [この条例](#)の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平20条例52・旧第19条繰上)

(罰則)

第18条 [第14条](#)の規定による市長の命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

(平20条例52・追加)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、[前条](#)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても[前条](#)の刑を科する。

(平20条例52・追加)

第20条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料を科する。

(1) [第10条第1項](#)の規定により指定した禁止地区において[第8条](#)の規定に違反した者

(2) [第11条](#)の規定に違反した者

(平20条例52・追加)

附 則

(施行期日)

1 [この条例](#)は、平成6年4月1日から施行する。

(平16条例125・旧附則・一部改正)

(香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の編入に伴う経過措置)

2 平成17年1月3日までにした香焼町空き缶等の散乱防止及び再資源化の推進に関する条例(平成5年香焼町条例第25号)、伊王島町環境美化条例(平成5年伊王島町条例第12号)、高島町環境美化の推進に関する条例(平成5年高島町条例第19号)、野母崎町環境美化条例(平成5年野母崎町条例第13号)、外海町環境美化の推進に関する条例(平成5年外海町条例第7号)又は三和町環境美化に関する条例(平成5年三和町条例第20号)に違反する行為に対する罰則の適用については、これらの条例の例による。

(平16条例125・追加)

(琴海町の編入に伴う経過措置)

3 平成18年1月3日までにした琴海町環境美化に関する条例(平成5年琴海町条例第19号。以下「琴海町条例」という。)に違反する行為に対する罰則の適用については、琴海町条例の例による。

(平17条例106・追加)

附 則(平成13年6月29日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年9月30日条例第125号)

この条例は、平成17年1月4日から施行する。

附 則(平成17年10月7日条例第106号)

この条例は、平成18年1月4日から施行する。

附 則(平成20年12月19日条例第52号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 禁止地区の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。